

◎佐賀県条例第14号

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例

第1条 佐賀県佐賀空港条例（平成10年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(着陸料等及び使用料)</p> <p><u>第17条</u> 知事は、空港施設使用者から着陸料又は停留料（以下「着陸料等」という。）を、<u>工作物設置者等で空港内の土地を使用する者から使用料を徴収する。</u></p> <p><u>2 前項の着陸料等及び使用料の額は、それぞれ別表第1及び別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>3 着陸料等は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、着陸料にあつては着陸直後に、停留料にあつては停留を終わったときに徴収し、使用料は、知事が納付すべき期限を別に指定した場合を除き、土地の使用開始前に一括して徴収する。ただし、知事が認めるときは、使用料を知事が定める期間ごとに徴収することができる。</u></p> <p><u>4 知事は、災害その他特別の事由があると認めるときは、着陸料等又は使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(着陸料等)</p> <p><u>第17条</u> 知事は、<u>別表第1に定めるところにより、</u>空港施設使用者から着陸料又は停留料（以下「着陸料等」という。）を徴収する。</p> <p><u>2 着陸料等は、着陸料にあつては着陸直後に、停留料にあつては停留を終えたときに徴収する。ただし、あらかじめ知事が承認した場合は、1月分の着陸料等を一括して徴収することができる。</u></p> <p>(使用料)</p> <p><u>第17条の2</u> 知事は、<u>別表第2に定めるところにより、</u>工作物設置者等で空港内の土地を使用するものから使用料を徴収する。</p> <p><u>2 使用料は、知事が納付すべき期限を別に指定した場合を除き、土地の使用開始前に一括して徴収する。ただし、知事が認める場合は、知事が定める期間ごとに徴収することができる。</u></p> <p>(着陸料等又は使用料の減免)</p>

改正前	改正後								
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略 (着陸料等の額の特例)</p> <p>3 当分の間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送の用に供される航空機の着陸料等の額は、別表第1及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により計算して得た額の着陸料については3分の1（遊覧の用に供される航空機及び運用時間（午前零時30分から午前4時30分までに限る。）内（第3条ただし書の規定により当該運用時間が変更された場合は、当該変更後の運用時間内）に着陸する航空機については2分の1）、停留料については2分の1に相当する額とする。この場合において、着陸料等の額に10円未満の端数があるときは、その端数の額は、10円に切り上げるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1（第17条関係）</p> <table border="1" data-bbox="248 1093 1097 1372"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>着陸料等の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着陸料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	着陸料等の額	着陸料		<p><b>第17条の3</b> 知事は、災害その他特別の事由があると認めるときは、<u>着陸料等又は使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略 (着陸料等の額の特例)</p> <p>3 当分の間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送の用に供される航空機の着陸料等の額は、別表第1及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により計算して得た額の着陸料については3分の1（<u>空港と東京国際空港との間の路線において航行する有償で旅客の運送の用に供される航空機については5分の2、</u>遊覧の用に供される航空機及び運用時間（午前零時30分から午前4時30分までに限る。）内（第3条ただし書の規定により当該運用時間が変更された場合は、当該変更後の運用時間内）に着陸する航空機については2分の1）、停留料については2分の1に相当する額とする。この場合において、着陸料等の額に10円未満の端数があるときは、その端数の額は、10円に切り上げるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1（第17条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 1093 2016 1372"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>着陸料等の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着陸料</td> <td><u>1 他人の需要に応じ、有償で旅客の運送の用に供されるターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機（国内航空に従事するものに限る。）のうち、航空機の重量（当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。）が15トンを超えるものについ</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	着陸料等の額	着陸料	<u>1 他人の需要に応じ、有償で旅客の運送の用に供されるターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機（国内航空に従事するものに限る。）のうち、航空機の重量（当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。）が15トンを超えるものについ</u>
区分	着陸料等の額								
着陸料									
区分	着陸料等の額								
着陸料	<u>1 他人の需要に応じ、有償で旅客の運送の用に供されるターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機（国内航空に従事するものに限る。）のうち、航空機の重量（当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。）が15トンを超えるものについ</u>								

改正前	改正後
<p>1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 航空機の重量（当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。）をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た額の合計額 ア～エ 略</p> <p>(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値）を相加平均して得た値（1 EPNデシベル未満の端数があるときは、これを1 EPNデシベルとして計算する。）から83を減じた値に3,400円を乗じた額</p>	<p>ては、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値）を相加平均して得た値（1 EPNデシベル未満の端数があるときは、これを1 EPNデシベルとして計算する。）から83を減じた値に3,400円を乗じた額</p> <p>(2) 有償で運送された旅客の数に720円（航空機の重量が100トンを超える場合にあっては、1,080円）を乗じて得た額</p> <p>2 1に規定する航空機以外のターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た額の合計額 ア～エ 略</p> <p>(2) 1(1)の規定により計算して得た額</p>

改正前		改正後	
	均して得た値（1 E P Nデシベル未満の端数があるときは、これを1 E P Nデシベルとして計算する。）から83を減じた値に3,400円を乗じた額		
	2 略		3 略
略		略	
備考 1～3 略		備考 1～3 略	
		4 <u>第17条第2項ただし書の規定により、1月分の着陸料を一括して徴収しようとする場合におけるこの表の着陸料の項1(2)の規定の適用については、この規定中「得た額」とあるのは、「得た額（当該着陸料を納付しようとする者が航空機により有償で運送した旅客の数の路線ごとの1月分の合計が、その者の当該航空機による提供座席数（提供された座席数の合計から無償で運送された旅客の数の合計を減じた数とする。）の路線ごとの1月分の合計に10分の7（航空機の重量が100トンを超える場合にあつては、4分の3）を乗じた座席数（1席未満の端数があるときは、これを0席として計算する。）を超える場合には、路線ごとにその超える旅客の数を減じた旅客の数に相当する額）」とする。</u>	
別表第2（第17条関係）		別表第2（第17条の2関係）	
略		略	

第2条 佐賀県佐賀空港条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(使用料)	(使用料)

改正前	改正後
<p><b>第17条の2</b> 知事は、別表第2に定めるところにより、工作物設置者等で空港内の土地を使用するものから使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、知事が納付すべき期限を別に指定した場合を除き、土地の使用開始前に一括して徴収する。ただし、知事が認める場合は、知事が定める期間ごとに徴収することができる。</p> <p>(着陸料等又は使用料の減免)</p> <p><b>第17条の3</b> 知事は、災害その他特別の事由があると認めるときは、<u>着陸料等又は使用料</u>の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(着陸料等及び使用料の還付)</p> <p><b>第18条</b> 既に納めた<u>着陸料等及び使用料</u>は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(過料)</p> <p><b>第21条</b> 詐欺その他不正の行為により<u>着陸料等又は使用料</u>の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2 (第17条の2関係)</p>	<p><b>第17条の2</b> 知事は、別表第2に定めるところにより、工作物設置者等で空港内の土地を使用するものから使用料(以下「<u>土地使用料</u>」という。)を徴収する。</p> <p>2 <u>土地使用料</u>は、知事が納付すべき期限を別に指定した場合を除き、土地の使用開始前に一括して徴収する。ただし、知事が認める場合は、知事が定める期間ごとに徴収することができる。</p> <p><b>第17条の3</b> 知事は、別表第3に定めるところにより、空港内の<u>駐車場のうち知事が指定する駐車場</u>(以下「<u>指定駐車場</u>」という。)を利用する者から使用料(以下単に「<u>駐車料</u>」という。)を徴収する。</p> <p>2 <u>駐車料</u>は、<u>指定駐車場の使用を終えるときに徴収する。</u></p> <p>(着陸料等又は使用料の減免)</p> <p><b>第17条の4</b> 知事は、災害その他特別の事由があると認めるときは、<u>着陸料等、土地使用料又は駐車料</u>の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(着陸料等又は使用料の還付)</p> <p><b>第18条</b> 既に納めた<u>着陸料等、土地使用料又は駐車料</u>は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(過料)</p> <p><b>第21条</b> 詐欺その他不正の行為により<u>着陸料等、土地使用料又は駐車料</u>の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2 (第17条の2関係)</p>

改正前			改正後		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	土地使用料の額
略			略		
備考			備考		
<p>1 この表により難しいもの又はこの表に定めがないものに係る使用料の額については、その都度知事が定める。</p> <p>2 次に掲げるもの以外の土地の使用に係る使用料の額にあつては、この表の使用料の額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 使用料の額が年額で定められているものに係る使用の期間が1年未満であるとき、又はこの期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。</p> <p>5 使用料の額が年額又は月額で定められているものに係る使用の期間で1月未満のもの又は1月未満の端数は、1月として計算する。</p> <p>6 使用料の額が10円未満であるとき、又は使用料の額に10円未満の端数があるときは、その10円未満の額又は10円未満の端数の額は、10円に切り上げるものとする。</p>			<p>1 この表により難しいもの又はこの表に定めがないものに係る土地使用料の額については、その都度知事が定める。</p> <p>2 次に掲げるもの以外の土地使用料の額にあつては、この表の土地使用料の額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 土地使用料の額が年額で定められているものに係る使用の期間が1年未満であるとき、又はこの期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。</p> <p>5 土地使用料の額が年額又は月額で定められているものに係る使用の期間で1月未満のもの又は1月未満の端数は、1月として計算する。</p> <p>6 土地使用料の額が10円未満であるとき、又は土地使用料の額に10円未満の端数があるときは、その10円未満の額又は10円未満の端数の額は、10円に切り上げるものとする。</p>		
			別表第3 (第17条の3関係)		
			区分	単位	駐車料の額
			指定駐車場	1台につき最初の15分を超え24時間まで	1,000円
				1台につき24時間	100円

改正前	改正後			
	<table border="1" data-bbox="1169 268 2018 363"> <tr> <td data-bbox="1169 268 1462 363"></td> <td data-bbox="1462 268 1727 363"> <u>を超えた後 1 時間</u>  <u>までごとに</u> </td> <td data-bbox="1727 268 2018 363"></td> </tr> </table> <p data-bbox="1169 371 2018 491">備考 駐車料の額は、駐車時間24時間ごとに計算するものとし、  その24時間ごとの額が1,000円を超えるときは、1,000円とする。</p>		<u>を超えた後 1 時間</u> <u>までごとに</u>	
	<u>を超えた後 1 時間</u> <u>までごとに</u>			

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は規則で定める日から施行する。